

# 御 説 明 資 料

平成27年8月4日

金融庁

# 前払式支払手段に関する制度の概要

## 1 「前払式支払手段」の定義

予め「対価を得て」発行される「証票等又は番号、記号その他の符号」(コンピューター・サーバ等にその価値が記録されるものも含む。)であって、その発行者等からの「物品の購入・借受け、役務の提供に対する代価の弁済」に利用できるもの。

紙型・IC型・サーバ型がある。(次頁参照)

発行者への支払にのみ利用できる「自家型」と、加盟店などへの支払にも利用できる「第三者型」がある。

## 2 登録・届出

第三者型前払式支払手段の発行者は、財務局への登録が必要。

自家型前払式支払手段の発行者は、基準日(3月末、9月末)時点での未使用発行残高が基準額(1,000万円)を超えた場合、財務局への届出が必要。

## 3 行為規制

### 資産保全

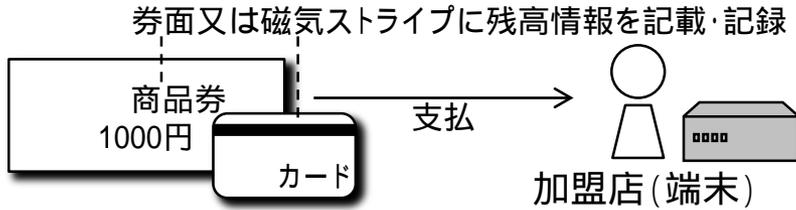
前払式支払手段発行者(自家型・第三者型とも)は、基準日時点での未使用発行残高が基準額を超える場合に、未使用発行残高の2分の1以上の額の発行保証金を供託するなどして、資産を保全しなければならない。

### 利用者への払戻し

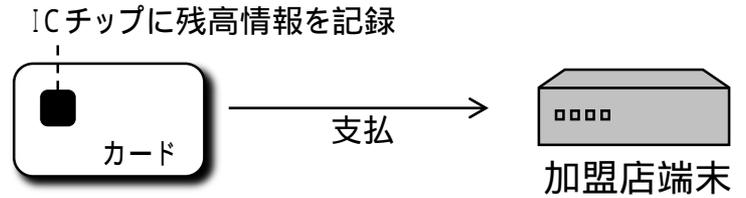
前払式支払手段の利用者への払戻しは原則禁止。  
廃業等の場合には、利用者への払戻しを義務付け。

# 前払式支払手段の種類

## 紙型 (磁気カードを含む)

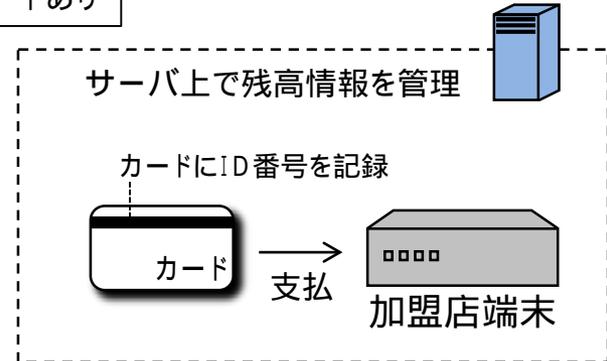


## IC型

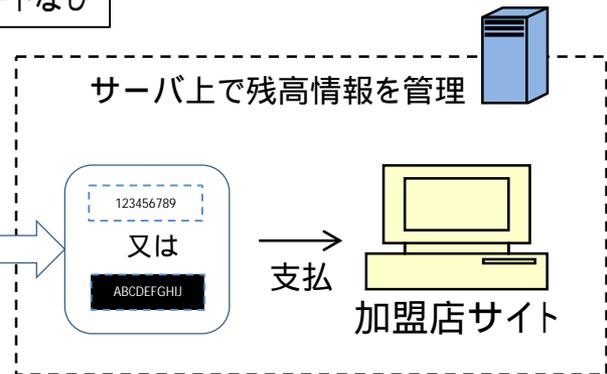


## サーバ型

カードあり



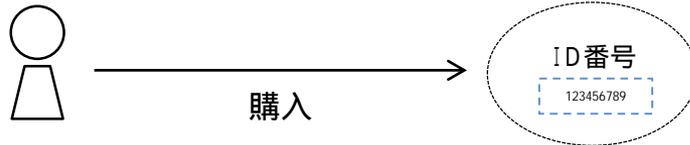
カードなし



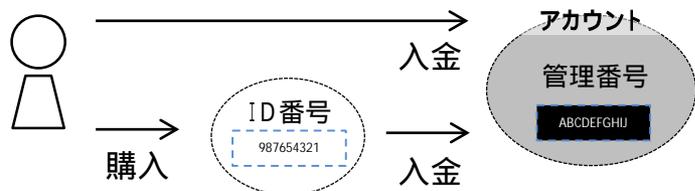
〔ご参考〕

サーバ型・カードなしタイプの購入方法について

(使いきり型)



(再チャージ型)



# 前払式支払手段に関する制度の概要(加盟店管理)

## 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)

### (登録の拒否)

第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二 (略)

三 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない法人

四 加盟店(略)に対する支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六~九 (略)

2 (略)

### (第三者型発行者に対する登録の取消し等)

第二十七条 内閣総理大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一項各号に該当することとなったとき。

二~四 (略)

2・3 (略)

# 前払式支払手段に関する制度の概要(加盟店管理 )

## 事務ガイドライン第三分冊

### - 3 - 3 加盟店の管理(第三者型発行者のみ)

第三者型発行者については、利用者に物品・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。

また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。

#### - 3 - 3 - 1 主な着眼点

加盟店契約を締結する際には、当該契約相手先が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないかを確認しているか。

加盟店契約締結後、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようになっているか。

加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して販売・提供する物品・役務の内容に著しい変更があった場合等には当該加盟店からの報告を義務付けるなど、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変化があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備しているか。

各加盟店に対して、前払式支払手段の使用実績について、一定期間ごとに報告を求めているか。また、加盟店からの使用実績について管理している部署とは別の部署が、当該報告を受けた支払金額の正確性について検証する態勢となっているか。

# 前払式支払手段に関する制度の概要(苦情処理態勢)

## 事務ガイドライン第三分冊

### - 2 - 4 苦情処理態勢

苦情処理態勢に関する前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

#### - 2 - 4 - 1 主な着眼点

##### 苦情等に対する業者の取組み

経営陣は、利用者からの苦情等によって、自社の信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し、適切な方策を講じているか。

##### 苦情等処理体制の整備

苦情等に対し迅速かつ適切な処理・対応ができるよう、苦情等に係る担当部署や処理手続が定められているか。苦情等の内容が経営に重大な影響を与え得る事案であれば内部監査部門や経営陣に報告するなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制となっているか。

加盟店における前払式支払手段の使用に係る苦情等について、利用者等から前払式支払手段発行者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

委託業務に関する苦情等について、利用者等から委託元である前払式支払手段発行者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

##### 利用者に対する説明の履行

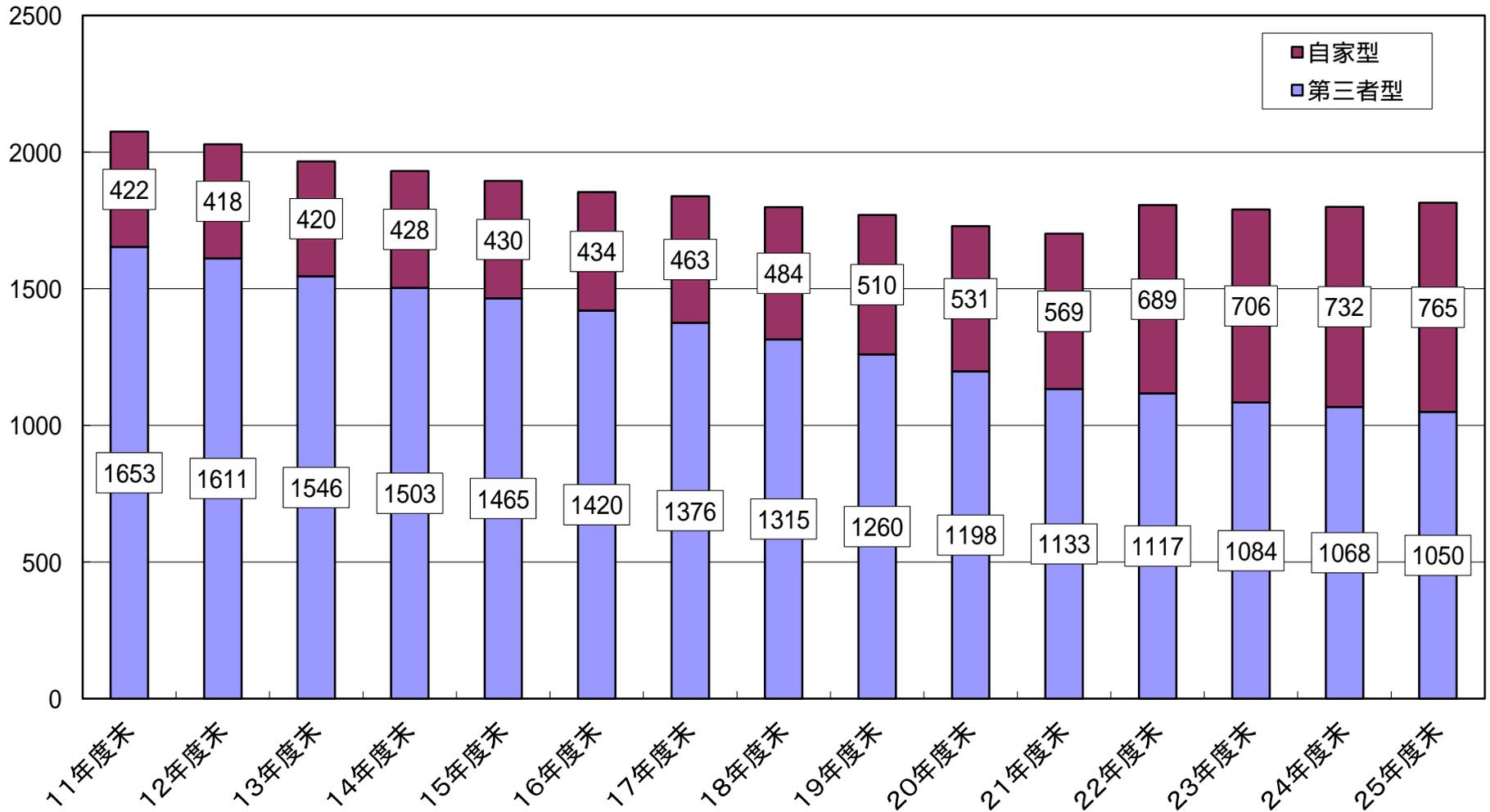
申出のあった内容に関し、利用者に対し十分に説明が行われているか。また、苦情等の対応状況について、適切にフォローアップが行われているか。

##### フィードバック

苦情等の内容は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、蓄積と分析を行うことによって、勧誘態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

認定資金決済業者協会の会員である前払式支払手段発行者については、当該協会における解決に積極的に協力するなど迅速な紛争解決に努めることとしているか。

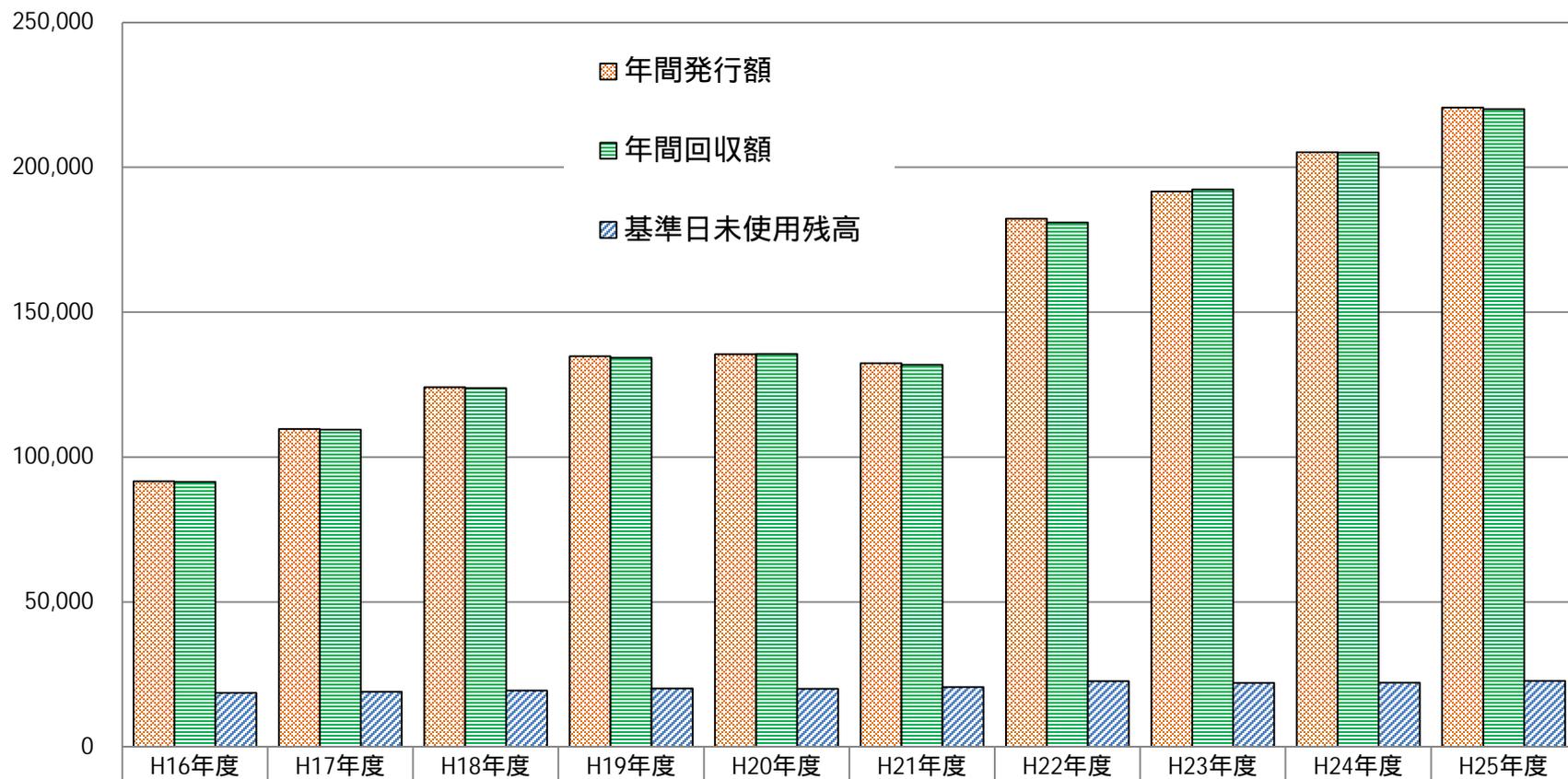
# 前払式支払手段発行者数の推移



出所：金融庁

# 前払式支払手段の発行額等

(単位:億円)

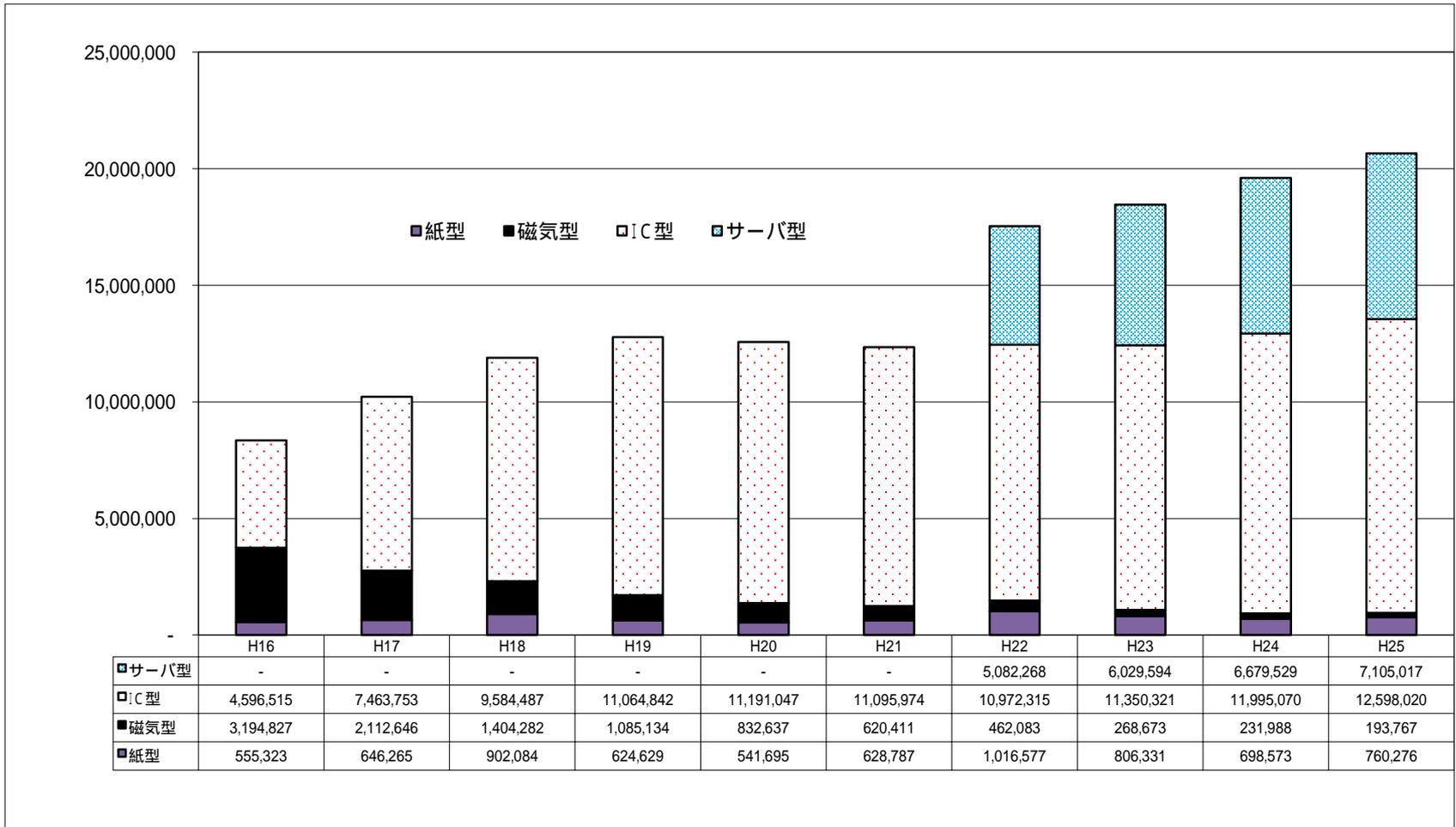


年間発行額	91,611	109,637	124,117	134,752	135,532	132,405	182,286	191,615	205,177	220,632
年間回収額	91,408	109,435	123,751	134,303	135,574	131,889	180,997	192,363	205,047	220,074
基準日未使用残高	18,552	18,955	19,427	20,067	20,050	20,592	22,647	21,976	22,078	22,710

出所：金融庁

# 前払式支払手段の媒体別発行額

(単位:百万円)



出所：(一社)日本資金決済業協会「第16回発行事業実態調査統計(平成25年度版)」